

平成 29 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(障害者政策総合研究事業 (精神障害分野))

精神科医療提供体制の機能強化を推進する政策研究

分担研究報告書

一般医療と整合性を持たせた精神医療計画策定プロセスに関する研究

研究分担者 河原 和夫 東京医科歯科大学大学院 政策科学分野 教授

研究協力者 菅河 真紀子 東京医科歯科大学大学院 政策科学分野 特任助教

研究要旨

医療計画の論点を解決するには、予算に裏づけられた事業計画を策定する必要がある。その財源の 1 つとして「地域医療介護総合確保基金 (以下“基金”とする)」がある。しかし、精神医療分野での基金の活用は低調である。加えて医療計画の中で指摘されている精神医療の課題解決に直結した基金を用いた事業が策定されていない。今後、医療計画と基金等を融合した政策の立案が必要である。

研究目的

医療計画の記載事項の多くは、社会目標を計画に盛り込んだだけで、課題解決型の事業が展開されていない。医療計画の論点を具体化するためには具体的な事業が策定されなければならないが、それには財政的な裏づけが必要となる場合が多い。医療計画の論点を具体化するには実効性がある事業の策定が求められる。それには財政的な裏づけが不可欠である。基金の活用状況を分析し、今後の医療計画の改善に資する知見を得る必要がある。

B.方法

平成 28 年度の基金を都道府県ごとに分析し、精神医療分野での活用状況を検討した。

C.結果

基金は病床機能の分化・医療連携などに用いられる。問題は、基金を活用して精神医療が体系立てて医療計画に基づいて事業

化されていないことである。加えて基金の内容や執行状況、効果などが十分に評価されていないことが明らかとなった。

基金では、『地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業』を精神医療領域で活用していた都道府県は、福井県 (総事業費 35,000 千円)、三重県 (同 75,240 千円)、京都府 (同 37,972 千円)、佐賀県 (同 3,990 千円)、宮崎県 (同 33,000 千円) の 5 県 (合計 185,202 千円) であった。『居宅等における医療の提供に関する事業』は、北海道 (総事業費 85,415 千円)、宮城県 (同 2,269 千円)、栃木県 (同 3,500 千円)、群馬県 (同 1,601 千円)、富山県 (同 264 千円)、長野県 (同 14,574 千円)、静岡県 (同 19,500 千円)、愛知県 (同 1,666 千円)、三重県 (同 15,139 千円)、滋賀県 (同 8,378 千円)、大阪府 (同 103,611 千円)、奈良県 (同 2,000 千円)、和歌山県 (同 10,176 千円)、鳥取県 (同 68,843 千円)、岡山県 (同 5,006 千円)、広島県 (同 9,541 千円)、佐賀県 (同 8,466 千円)、熊本県 (同

11,501千円)、大分県(同8,977千円)、鹿児島県(同1,822千円)、沖縄県(同14,064千円)の21県(合計396,313千円)であった。『医療従事者の確保に関する事業』は、岩手県(総事業費875千円)、山形県(同9,399千円)、茨城県(同102,104千円)、栃木県(同519千円)、新潟県(同137,422千円)、石川県(同26,000千円)、山梨県(同11,743千円)、長野県(同4,092千円)、岐阜県(同49,492千円)、静岡県(同37,523千円)、愛知県(同123,800千円)、三重県(同1,113千円)、滋賀県(同52,800千円)、大阪府(同2,700千円)、兵庫県(同16,231千円)、香川県(同22,143千円)、愛媛県(同360,000千円)、長崎県(同48,925千円)、そして熊本県(同48,000千円)の19県(合計1,054,881千円)であった。

D. 考察

基金のうち『地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業』の総額は84,249,511千円であるが、精神医療関係は185,202千円で、全体の0.22%を占めているに過ぎなかった。精神医療分野の基金の活用は「居宅等における医療の提供事業」「医療従事者の確保事業」でほとんどすべてを占めていた。精神領域の「居宅等における医療の提供事業」は、基金全体の6.25%、同じく「医療従事者の確保事業」は、0.99%を占めているに過ぎなかった。また、精神医療分野の基金の活用状況に都道府県格差が認められた。事業の評価指標については、研修等の開催回数や参加者数が大半であり、アウトカム指標とするには問題があると考えられる。

E. 結論

医療計画は、目標を定めて予算措置による事業が設定されることで初めて効果が出る。しかし、精神医療分野では基金等により予算化された事業が少ない。医療計画で指摘されている精神医療の課題解決に直結した基金事業が策定されていない。今後、医療計画と基金等を融合した政策の立案が必要である。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

発表を予定している。

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

医療計画の策定および実施プロセスの問題

目的

医療計画の論点を具体化するには実効性がある事業の策定が求められる。それには財政的な裏づけが不可欠である。基金の活用状況を分析し、今後の医療計画の改善に資する知見を得る必要がある。

第7次医療計画の策定(2018年3月31日までに完了)

第7次医療計画のスタート(2018年4月1日～)

1. 医療計画の内容の多くは、現状・問題点・将来の方向性・抽象的対策を標記したのみ(具体的施策に欠ける)
2. 医療計画の記載内容の具体化のための事業の策定が必要

事業策定のためには予算化が必要なことが多い

- 医療計画を具体化する補助金等として、
1. 医療施設の施設・設備整備事業に係る各補助金
 2. 地域医療介護総合確保基金(“基金”とする)
- など

方法

今回の研究では基金の活用状況を調べた。

結論

医療計画と基金等を融合した政策の立案が必要である。

問題点

医療計画とその内容を具体化するための事業がバラバラである。あるいは事業が欠落している。

結果

1. 「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」の総額は84,249,511千円であるが、精神医療関係は185,202千円(全体の0.22%)
2. 「居宅等における医療の提供事業」は、基金全体の396,313千円(同6.25%)
3. 「医療従事者の確保事業」は、1,054,881千円(同0.99%)
4. 「居宅等における医療の提供事業」「医療従事者の確保事業」でほとんどすべてを占めていた。
5. また、精神医療分野の基金の活用状況に都道府県格差が認められた。
6. 事業の評価指標については、研修等の開催回数や参加者数が大半であり、アウトカム指標とするには問題があると考えられる。